

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和三年三月十八日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	松岡
同	同	同	宏道
同	同	同	金口
同	同	同	奥兆
同	同	同	川上
同	同	同	俊幸
同	同	同	巖生
同	同	同	巖生